

里親制度における委託前の子どもと里親の 交流の位置づけに関する文献研究

日 沖 美乃里[※]

里親制度における委託前の子どもと里親の交流プログラムの目標や介入方法についての示唆は非常に乏しい。支援者の経験や勤に基づく実践は、不十分な支援の一因となるうえ、経験の浅い職員が増えている児童相談所の現状からも困難となっている。このような問題意識に基づき、本研究は、委託前の交流プログラムの研究の一環として、文献研究によって日本における委託前の交流プログラムの位置づけを検証することを目的とした。調査の結果、交流に関わる子どもと支援者、里親、それぞれの立場により位置づけが異なっていることが確認できた。位置づけの違いが共有できていないことによって、支援者と里親の連携が損なわれ、里親に過度な心理的負担を負わせていることが示唆された。さらに、委託前の交流プログラムは、特に子どもの喪失体験の予防的ケア、子どもの意見表明への配慮の期間として考えることができ、それゆえ交流が必要であることが導き出された。

キーワード：里親委託前、喪失体験の予防、子どもの意見表明権

1 研究の背景と目的

里親制度は、様々な理由により家庭を離れて生活する子どもに対し、家庭環境における養育を提供するための制度として児童福祉法（以下「法」という）に規定されている。特に2016年の法改正において、子どもの最善の利益を保障することを具体化する社会的養護における施策の方向性として家庭養育を原則とする旨が明記されたことにより、現行制度の中心的施策としてその推進が図られている。さらに、2017年には、この2016年改正法の理念を具体化するため、「新しい社会的養育ビジョン」（以下「新ビジョン」という）が打ち出され、3才未満児は5年以内に、その他未就学児も7年以内に里親委託率を75%とする高い目標数値が示された(厚生労働省 2017:4)。

同時に、2016年法改正において、里親のリクルートから委託後支援まで一貫した支援（いわゆるフォスタリング）が都道府県の業務として位置づけられた。近年、社会的養護を必要とする子

※ 淑徳大学大学院総合福祉研究科社会福祉学専攻博士前期課程

どもたちが抱える課題も多様化している。子どもにとって最善の利益となるように里親を選定するためには、多様な里親が数多く登録され、子どもに合わせて里親を選択できることが重要である（厚生労働省 2011:2）。新ビジョンにおいても、「代替養育の多くの部分を里親制度で担うためには、里親委託を量的に増やすだけが目標ではなく、質の高い里親養育が求められる。」とあり、里親登録数を増やすという里親の量的拡充のみでは家庭養育の理念は実現できない（厚生労働省 2017:32）。

里親養育の質的拡充については、1990年代頃から里親支援についての研究が見られるようになる。2002年の法改正及び省令等の交付により制度上も里親の位置づけが明確となったことを経て、2010年頃から里親支援に関する研究が一層活発となっていった。これらの研究を概観すると以下のような背景が確認できる。

まず、里親支援とは何を意味しているのか。庄司（2010:10）は、「里親養育がうまくいくための支援だ」と述べている。里親家庭における養育が、実親家庭と同じく非専門家が行う家庭養育であり、家庭という外からは見えづらい環境での養育であるといえる。そこに様々な課題を抱えた子どもを委託する以上、専門家ではない里親への十分な支援がなければ里親家庭で児童虐待が起こるリスクが高まることは想像に難くない。

渋谷（2010）も、大阪市の里親家庭で起きた虐待を例にあげ、子どもの試し行動といった里親にとって困難な状況に里親の熱意だけで対処することの難しさを指摘し、①研修②チームアプローチ③相談④子どものエンパワメントの支援が必要だと述べている。同様の視点の研究は多く見られているが、「委託中の支援」あるいは「未委託として待機している期間」に行う研修に関する言及が多い。

それらは重要な指摘である。子どもを受託すれば、そう時間を経ずに、「試し行動」のような里親が対応に困る子どもの行動や不慣れな養育に追われる生活が始まり、庄司が指摘するように「十分な支援」の必要が想定される。だが、すでに子どもとの生活が始まっている中で奮闘している里親に対し、児童福祉司が助言等をしたとして、それは里親にとって耳を傾ける余裕があるのだろうか。筆者は児童相談所児童福祉司としての約10年の経験から、前述の先行研究では言及の少ない「未委託」と「委託中」の間にある「委託前の準備期間」から、それらに対応できる準備をしておくことが必要なのではないかと考えている。里親委託に向けた子どもと里親の交流プログラムにおいて、児童福祉司は委託後に生じると予測される様々な課題に対する予防的支援や、委託後の養育が安定的に行われるための支援関係の構築が重要だと考えている。

しかし、筆者の従来の業務を通じて確認できた文献では、委託前の交流プログラムの目標や介入方法についての示唆は非常に乏しい。筆者自身も、自身の経験、同僚の助言を頼りに交流を進めた経験があり、非常に心細く悩み続ける取り組みだった。同僚からも、交流をどのように進めれば良いのかという疑問が出されたことは少なくなく、筆者の感じた問題意識は、筆者だけが感

じたものではないと考えられた。

つまり、現場では、子どもや里親の状況を見ながら支援者の経験や勘に基づき、それぞれが四苦八苦しながら委託前の交流が行われている現状があるのではないだろうか。このような支援者の経験や勘に基づく実践は、時に個人の価値観による判断の偏りや不十分な説明の要因ともなりかねない。さらに、児童虐待の増加に伴う業務の過剰負担の解決を企図して、児童相談所は急激に児童福祉司の増員を図っており、結果として経験の浅い職員が増えている。こうした急速な人員増において、これに適う十分な研修や事例検討の機会を設けることは困難であり、自ずと経験知の積み上げに基づく実践は困難となっている。

そこで本稿では、上記のような問題意識に基づいて、里親の委託前の交流プログラムの開発に関する研究の一環として、日本国内における委託前の交流プログラムがどのような位置づけにあるのか検証しておきたい。研究方法としては、先行する交流プログラムの有無を検証し、考察を加えたい。

2 研究方法

(1) 文献の抽出方法

本稿は、日本国内を対象としているため、国内の行政資料及び先行研究について以下の通り対象文献を選定した。

行政資料は、省令、通知等、国を通して発出された資料のうち2002年から2023年の里親制度に関するものを対象とした。この期間を対象としたのは、既述の里親制度の推進が企図された期間に相当するためである。

先行研究は、筆者の実践を通じて知り得ていた文献（全国里親会 2010、全国里親委託等推進委員会 2013、吉田 2009、庄司・鈴木・宮島編 2011、相澤編集代表 2021）に加え、これらの引用文献を手掛かりに広く参照した。これらの文献から「里親 交流」「里親 措置変更」をキーワードとして導き出し、Cinii Researchを用いた検索を行った。検索期間は、前述と同様の理由で2002年から2023年とした。

「里親 交流」の検索結果は31件であった。「里親 措置変更」の検索結果は、13件であった。これらのうち、委託前の交流プログラムに関連する論文は1件、プロジェクトは2件のみであった。

さらに、これまでの検索結果から里親制度に関する多数の研究に携わっていることが確認できた「伊藤嘉余子」と「措置変更」をキーワードに、Cinii-Researchを用いた検索を行った。検索期間は、前述と同様の理由で2002年から2023年とした。その結果、論文9件、書籍1件が得られた。この書籍1件の前書きから、著者が厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業でも調査を行っていることが分かったため、同著者の該当調査を検索し、伊藤（2018）を参照することとした。

(2) 倫理的配慮

文献の引用等については、日本社会福祉学会研究倫理規程並びに同規程に基づく研究ガイドラインに基づいて実施した。

3 文献研究による里親委託前の交流プログラムの検討

本章では、既述の文献において里親委託前の交流プログラムがどのように規定、説明されているのかを整理しておきたい。

(1) 行政資料による検討

厚生労働省からは、里親制度に関する省令及び通知、設置委員会の提言等が複数発出され、行政機関や各施設等における支援の展開の一次的な拠り所となっている。ここでは、里親制度に関する資料を年代順に検討したあと、児童相談所運営指針を概観することで、現在の日本における制度上の位置づけの整理を試みる。

①「里親制度運営要綱」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局 2002, 2017一部改正)

本通知が発出された2002年は、里親制度における重要な転換期のひとつである。専門里親、親族里親制度が創設され、それまでの施設措置から家庭養護である里親制度を原則とする方針を打ち出した。本通知は、その足がかりとして、都道府県に対し里親制度の運用に関する留意点を示したものである。

本通知の「第9 里親への支援」において、里親による養育は「個人的な養育」ではなく「社会的な養育」であり、都道府県は里親に養育を任せたままにせず、里親の相談に応じたり、情報提供などを行わねばならないことを示している。これは、里親支援の大きな枠組みを示したものと理解できる。委託前の交流プログラムに関する記載はなかった。

②「里親委託ガイドライン」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局 2011, 2021一部改正)

本通知は、都道府県・児童相談所に対し、里親制度の運営にあたり具体的な示唆を示すことで、より一層制度を活用することを目的として通知された。

本通知の「5. 里親への委託」に、委託前の交流プログラムについて記載がある。児童相談所が行う介入として、子どもに対しては、面会について事前に説明¹⁾し、里親について紹介する。また、「子どもが里親委託を断ることができることも説明する」とある。委託までに、「面会、外出、外泊など行い、外泊中に児童相談所が家庭訪問などを行い」状況を把握する。交流にかかる期間は、「里親側の負担等に配慮し、できるだけ長期にならないよう」計画する。さらに、措置の

開始にあたっては「子どもと里親の関係性を見極めた上で」児童相談所の判断により措置決定を行う。このほかに、里親への情報提供を行うこと、児童相談所と里親、支援機関と一緒に自立支援計画を立てること、里親と児童相談所、可能であれば保護者を含めた情報共有を行い、連携できる関係を構築することも有用であるとされている。

里親制度に関する行政資料としては、本通知が委託前の交流プログラムについて最も具体的に言及したものとなっている。子どもを交流の主体者として捉え、意見表明への配慮も明確に記載されている点で重要な示唆を与えている。しかし、実際の現場で面会開始前に子どもに対する説明が十分に行われているのかは疑問が残る。年齢によっては、乳幼児のように言語による表現が未熟であるということで子どもに対する説明がなかったり、一時保護中の高校生等は通学のために里親への措置しか選択肢がないような説明をしたりと、子どもにとっては意見を表わしがたい状況があることも想像できる。

今後、子どものアドボカシーへの配慮が行われることにより、子どもが主体的に関わることができるプログラムとなる必要があるのではないだろうか。

③「里親及びファミリーホーム養育指針」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局 2012)

本通知は、里親やファミリーホームに対し、その養育の内容や運営に関する指針を示したものであり、これを社会に開示することで「里親の養育の質の確保と向上に資するとともに、また、説明責任を果たす」ことを意図している。2000年頃より、児童虐待による死亡事例が増加傾向となり児童虐待対応強化の方策が図られていた中、2010年に杉並区において里親による虐待によって委託中の子どもが亡くなるという事件が発生した。このような社会背景にあって本通知が発出されたのは、児童養護施設等と同様、養育の基準となる指針を示すことで里親制度も公的養育であることを明確にし、都道府県が責任を持って里親を支援し子どもの安全を守ることを社会に対して示す意味もあったのではないかと推察する。

「第1部総論 6 里親等の支援」において、里親が「閉鎖的で孤立的な養育」となるリスクを指摘し、里親が「外からの支援を受けることが大前提」と述べている。里親は、外からの支援を受けるため、「関係機関・支援者とともに養育のチームを作っていく意識が必要」であり、自ら助言や連携を求めることが必要であると示している。児童相談所や支援機関等に対しては、「日頃から里親と顔なじみになり、子どもと里親のことを理解する必要がある」と述べている。

さらに「第2部各論 1 養育・支援」において、里親の養育は「中途からの養育」であることが特徴としてあげられ、子どもへの歓迎の気持ちを表わし、子どものそれまでの生活を尊重することが大切であると述べている。

本通知では、里親委託の目指す「家庭環境」におけるメリットだけではなく、養育のリスクとなりえる側面も指摘し、里親支援の必要性を整理していた。つまり、里親も支援者も、里親が「家

庭環境」であるがゆえの養育の大変さや児童虐待などが起こりえることを認識することが必要である。そのうえで、支援者は里親と連携し、養育の状況を里親だけで抱え込まないよう、チームで養育するための支援に取り組むことが重要である。なお、委託前の交流プログラムについての記載はなかった。

④「新しい社会的養育ビジョン」(厚生労働省新たな社会的養育の在り方に関する検討会 2017)

これは、厚生労働省に設置した「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が、2016年の法改正の理念を具体化するためのビジョンと、そこに至る工程を提言としてまとめたものである。

新ビジョンでは、里親制度はあくまで代替養育であり、子どもの永続的な解決としての家庭復帰あるいは特別養子縁組という目標に向けた計画を策定し、里親と共有する必要があると述べている。また、登録前から研修などを通じて個々の里親の強みや弱みを把握することが、子どもとの適切なマッチングと里親の特徴に配慮した委託後支援を可能とすると述べている。個々の里親の強みや弱みを把握することは、すなわちアセスメントを丁寧に行うことで支援の個別化を図ることを可能とするということである。ここでいう「マッチング」とは、子どもを委託する里親を決めることを指しており委託前の交流プログラムを意味していない。

新ビジョンにおいても委託前の交流プログラムに関する記載はなかった。

⑤「フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドライン」

(厚生労働省子ども家庭局 2018)

本通知は、都道府県及び児童相談所に対して、2016年の法改正によって都道府県の業務として位置づけられたいわゆるフォスタリングの具体的な実施方法や留意点を示すことを目的とした通知である。フォスタリングは、新ビジョンの発出に伴い加速する里親推進の流れにおいて、里親による養育の質の確保と、里親と伴走しその養育を支える重要な方策として打ち出されたものである。

本通知では、委託前の交流プログラムについて、「マッチング」の説明の一部として記載がある。そのため、里親の選定を意味した説明なのか、交流プログラムを意図するのかが不確かな点があることに留意を要する。そのうえで、「マッチング」とは、「里親委託の成否を左右する極めて重要な要素」であり、子ども、「実親及び里親に対して、十分な情報の提供」を行う期間であり、「里親家庭と子どもの熟慮のための期間」であると示されている。さらには、特に交流においては、「子どもと里親の関係作り」を段階的に進め、「里親が子どもを迎える準備を行う期間」として捉えられている。

なお、本通知では、児童相談所はフォスタリング機関のアセスメントを踏まえ措置決定すると述べており、交流プログラムに児童相談所が積極的に関与しないことを前提とした記載となっている。里親の心情に配慮し、措置権者としての「評価」する役割と、里親を「支援」する役割を分けるという意図が読み取れた。

⑥「児童相談所運営指針」(厚生省児童家庭局 1990, 2023一部改正)

本通知は、児童相談所に対して具体的な実施方法や留意点を示した通知である。児童相談所の体制や権限、支援の詳細まで幅広く記載されている。ここでは、「措置変更」と「里親」に関する記載について概観する。

措置変更については、以下のような記載がある。

(4) 変更

(略) 措置の変更は、こどもにとって精神的負担が大きく、心的外傷体験になる危険性があることから、こどもへの影響に十分配慮しつつ行うことが必要である。特に里親委託の場合には、関係不調を示すこともあるので、措置変更の際にはこどもの抱く失望感や里親が抱く喪失感を軽減できるよう、きめ細かな配慮が必要である。

(厚生省児童家庭局 2023:119より引用。下線は筆者。)

具体的に措置変更に伴う介入に触れているわけではないが、措置変更が子どもにとっての大きな喪失体験であり、それが心的外傷体験となる危険性があることについて指摘している。さらに、里親委託の場合には、子どもと里親の関係不調の要因ともなることを示している。里親委託において、委託の開始は半数が乳児院や児童養護施設からの措置変更による委託であり、この指摘は里親委託においても十分に配慮されるべき指摘だと考えられた。

次に、委託前の交流プログラムに関する記載を以下に示す。

(1) 里親の選定

ア 里親にこどもを委託する場合においては、こどもの最善の利益を確保する観点から、こどもや保護者等の意向、意見を十分尊重しつつ、こどもと里親の交流や関係調整を十分に行った上で委託の適否を含め判断を行うことが必要である。また、そのこどもがこれまで育んできた人的関係や育った環境との連続性を大切に、可能な限り、環境の変化を少なくするなどその連続性をできるだけ保てる里親に委託するよう努めること。

(厚生省児童家庭局 2023:94より引用。下線は筆者。)

子どもと里親の交流が必要であるとしながらも、それは子どもと里親の関係性から措置の可否を判断する期間と捉えていると理解できる。

さらに、委託時の配慮事項について述べた記載を以下に示す。

(5) 里親への委託

保護者のもとで生活していたこどもが里親への委託される場合などのいわゆる移行期において、児童相談所や関係機関などは、委託後も関係者からの適切な援助を一貫して受けることができ、こどもが安心して生活を送れるように、こどもの最善の利益を考慮したこどもに

とって負担のないやさしい移行のための援助が必要である。

こどもの気持ちに寄り添いながら丁寧に引き継ぎ、児童相談所をはじめ関係機関によって援助をつなげていくことが重要である。

(厚生省児童家庭局 2023:97より引用。下線は筆者。)

委託前の交流プログラムを、子どもが暮らしていた場から里親への「移行期」と表わしている。里親委託に対する子どもの安心感を育てる期間であり、関係者からの子どもへの援助を一貫して受けることができるよう、移行前後で「援助をつなげて」いく期間として位置づけられていると理解できた。

さらに、子どもの喪失体験は、実親からの委託であっても乳児院など施設からの委託であっても、総じて里親委託においては生じていると言ってよいだろう。これをふまえれば、「こどもにとって負担のないやさしい移行」とは、子どもの喪失感に配慮し、子どもの育った人間関係や環境との「連続性」を可能な限り保つ配慮を行うための時間として、交流プログラムを進めることであるとも考えられた。

⑦ 小括

ここまで、行政資料によって交流プログラムの制度上の位置づけを検討した。行政資料における交流プログラムへの言及は「児童相談所運営指針」「里親委託ガイドライン」「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」に見られる記載にとどまる。その内容は「子どもへの説明と熟慮の期間」とするものもあれば、「子どもと里親の関係構築」を目的とするもの、「里親の受け入れ準備の期間」として捉えられているものもあった。委託前の交流の重要性については、「児童相談所運営指針」において記載されているのみであるが、その意図は、児童相談所が措置の可否を判断するための期間としての位置づけであった。

(2) 論文・書籍等による検討

次に、先行研究及び書籍により交流プログラムの位置づけについて理解を深めたい。里親委託は、一時保護所や実親家庭から移行する事例もあるが、文献の多くは乳児院や児童養護施設から里親へ委託する事例であった。本稿でもこれを前提として整理を行う。

まず、交流プログラムの基本的な枠組みを確認する。続いて、交流プログラムの位置づけを文献によって検討する。なお、文献によって対象とする主体が異なっていたことから、子ども、里親、乳児院職員を主体者として整理したうえで検討を行った。

① 委託前の交流の枠組み

委託前の交流の多くは、①初回オリエンテーション（委託児童に関する説明と交流の進め方）、②里親と子どもの面会、③外出、④外泊の段階を踏み、概ね3ヶ月程度で措置開始となると述べる文献が多数認められた（兼井 2010、佐藤 2011、吉田 2009、鬼澤 2008ほか）。

しかし、委託前の交流は必ずしもこの手順通りに行われるものではない。松崎（2012:3）は「委託時のマッチングは、約1ヶ月の期間に2～5回の面接・面会が行われ、宿泊がある場合とない場合があるという平均的パターンが認められたが、その一方で、マッチング期間なし、面接なしという場合や非常に長期間にわたる場合もあるなど、個性が高いものである」ことを里親へのアンケート調査により明らかにしている。交流期間が約1ヶ月だという実態は、多くの文献にある2～3ヶ月という期間に比して短い。近年、一時保護の増加に伴い一時保護所や乳児院の満床状態が持続的に生じており、そのような事情から里親への移行を急ぐ実態があるのではないかと推察された。

② 子どもにとっての委託前の交流プログラム

里親への委託は、すべてにおいて子どもにとって喪失体験から始まる。家庭からの委託では、親との別離を経た里親委託であるし、乳児院からの委託は、親との別離を経た後、さらに乳児院職員との別離を経験して里親委託となる。御園生（2021）は、このことは子どものアイデンティティの喪失にもつながる可能性があるとして述べている。また、移行の際に、しっかりと愛着対象に別れを言う機会を持てなかったり、突然移動することになった場合には、子どもは失ったものへの葛藤に苦しむことが多いという。子どもは原因を「自分が悪かったからだ」と考える認知特性があり、罰を受けるために里親家庭にきた、我慢して良い子にしなければならぬ等と考えていると指摘している。つまり、子どもにとって委託前の交流は、今の愛着対象としての人や物、場所などとの丁寧な別れの作業を行う期間という意味もあると考えられる。

また、2022年児童福祉法改正では、子どもの意見表明権が定められ、社会的養護における措置の決定など子どもに大きな影響を及ぼす決定については事前に子どもの意向を十分に確認することが求められている。さらに、先に述べたように「里親委託ガイドライン」では、子どもへの丁寧な説明や、「里親委託を断ることができる」旨を子どもに伝えておく等の配慮を児童相談所に求めていたことから、子ども自身が里親委託について熟慮する期間として位置づけられていることが理解できる。つまり、子どもが里親委託や交流の進め方に対し丁寧な説明を受け、熟慮し、意見を述べる期間として交流プログラムを位置づけていると考えられた。

この点について、特に乳児院では、言葉での意思確認が難しい乳幼児に対しどのような取り組みがされているのだろうか。乳児院では、子どもが里親宅への外泊を経験した後、正式に里親への措置を決定する段階で、乳児院職員が「里子の月齢に沿った形（紙芝居等）で里親家庭での養

育に移行することを告知する」とある（厚生労働省 2014:106）。つまり、すでに里親委託が決まってから、子どもに里親委託の決定を伝えるのであって、子どもの意見を聞く場ではない。

国連子どもの権利委員会によれば、新生児を含めた乳幼児も権利の主体者であることを示している。乳幼児は、さまざまな方法で自ら選択し、自分の気持ちや考え、望みを伝達しており、その人生の出発点から社会的主体であり、意見表明権についても当然に有している（子どもの権利委員会 2005）。これにのっとれば、乳児であっても里親委託についての説明がなされ、子どもの思いが尊重できるよう手段を講じる必要がある。その手法は、今後検討されねばならない喫緊の課題であると考えられる。

③ 里親にとっての委託前の交流プログラムの位置づけ

里親にとって、この委託前の交流は、とても辛い時期とも言える。伊藤ら（2018）の調査には、里親が交流において時間的、経済的、心理的に大きな負担を強いられている現状や、児童相談所からの過剰な期待や乳児院からの声かけ、子どもの行動に心折れそうになりながらも子どもを受託した事例が紹介されている。

長田（2021）は、「里親家庭が、全く問題なく、その候補となる子どもを受け入れられる完璧な状態であることはほとんどない。」と述べている。さらに、里親は子どもを委託されて初めて「親」の役割を担うことになる。特に未委託里親の場合、待ち望んだ委託打診にうれしさと不安が混ざり、1日も早く家に連れて帰りたいといった受託への情熱的な思いから冷静さを欠いたり、この打診がうまくいかなかったら次は来ないのではないかという不安から、子どもを迎えるための不安があっても児童相談所に相談できなかつたりすると指摘している。このことから、里親が「親」となっていく時期として委託前の交流プログラムを捉えることもできる。

伊藤（2017）は、里親が子どもを迎えるための準備として、「子どもの気持ちへの配慮」と「里親の受け入れ準備」を行っていることを明らかにしている。「子どもの気持ちへの配慮」とは、子どもに対する里親家庭についての説明や子どもの不安に対する対応を行うことである。さらには、子どもの使う家具や日用品を用意したり、近所の住民に里親として子どもを迎えることを事前に説明しておくことで地域での居場所を作る工夫である。「里親の受け入れ準備」は、児童相談所や施設との子どもに関する情報交換や、里親と子どもとの関係作りを意味する。すなわち、里親にとっては、子どもに安心して我が家に来てもらうための準備を行う期間として位置づけられていると考えられた。

児童相談所や支援機関は、里親も育児支援を必要とする成長過程にあることを前提に、里親の日々変化する心情に寄り添い、里親が安心感を持って養育を始められるよう支援することが求められているのではないだろうか。

④ 乳児院にとっての委託前の交流プログラム

乳児院は、法律上おおむね6歳頃までを対象としているが、実態としては0歳からおおむね2歳の子どもが入所する施設である。2歳頃を目処に、全ての入所児童が、乳児院を退所することになる。そのため、入所の時点から次の養育者へ育児をバトンタッチすることを念頭に養育が行われている。

「乳児院運営ハンドブック」によれば、乳児院は、子どもを中心に捉え、子どもが新しい環境に慣れるための時間として交流を捉えている。また、乳児院職員が交流プログラムで行おうとしていることは、子どもを中心に子どもと里親との関係づくりを進めることと、里親と乳児院職員の関係作りを行うこと、里親が適切に養育できるよう養育への助言や評価を行うことである。具体的に詳細な手順も示されており、手順は子どもが里親に安心感を抱くことを軸として決められている。次の段階へ進む際には、その都度「ケース会議」を行うとともに、児童福祉司への報告を行っていることから、乳児院職員のみで判断しているわけではないことが分かる（厚生労働省2014）。

また、この手順によれば、乳児院職員が交流への同席を終えるタイミングは、里親候補宅に子どもが外出するようになり、子どもと里母の安定した関係ができつつあると職員が確認したタイミングと記載されている。その後行う外泊においても、外泊中に乳児院職員が家庭訪問を実施することになっている。

これらは、子どもの思いを中心に、養育を丁寧引き継ごうという姿勢の表れだと理解できる。一方で、ともすればこの慎重な姿勢が、「乳児院職員から信用されていない」「里親として適切に評価されている」という思いを里親に抱かせることにもなるのではないだろうか。長田（2021）は、「担当保育士が子どもを大切にすぎるあまりに、里親家庭への移行に不安が生じてしまう」ことにより、交流が進まないことがあると述べ、乳児院と里親の信頼関係が構築できずに交流が長期化した事例を挙げている。この事例では、乳児院が里親の養育力を疑問に思い交流が進まない現状に、里親もいらだちを感じるようになり、フォスタリング機関が介入し委託までこぎ着けたものの委託開始後も乳児院と里親の関係修復まではできなかったとある。このようなことを防ぐためにも、乳児院職員が大切にしていることや交流に同席する目的を、事前に里親と共有しておくことが重要であろう。

伊藤（2017）によれば、乳児院が措置変更の際に配慮した事柄は、「子どものアルバムを整理する」「措置変更先に子どもについての情報提供を行う」とある。乳児院での生活は、子どもの年齢から子ども自身の記憶に残ることは少ない。子ども自身が自分の生い立ちを語ることもほぼ不可能である。よって、アルバムや生育歴等の情報提供は、措置変更後の養育の参考としての引き継ぎにとどまらず、子どもの出自から今に至る生育歴を分断させないためとも言える。さらに、乳児院職員が子どもに注いだ愛情をアルバムという形で子どもに残すことで、子どもの愛着対象

に対する喪失感を軽減する配慮としても行われている準備であると考えられた。

しかし、伊藤（2017）は、乳児院が委託前の交流を重視する一方、児童養護施設や里親は交流期間を短く済ませたいと考える傾向にあり、このことに乳児院職員が問題意識を持っていると述べている。松崎（2012）の報告でも、里親が「もっと早く委託してほしかった」「どのような子どもでも受け入れるつもりなのでマッチングはさほど重要ではない」と回答した例が示されている。乳児院は委託前の交流を必要と考えているが、子どもを受け入れる側にあっては、委託前の交流プログラムは不要であり、子どもの生活の場を変えればどうにかなる（する）という考えのあることを示唆していると考えられた。

筆者は、委託前の交流プログラムの必要性を措置変更後の養育者、つまり里親がよく理解していることが重要であると考えます。里親が、乳児院職員の子どもに寄せる愛情を尊重し、受け継ぐ姿勢を示すことができなければ、乳児院職員と里親の間に信頼関係を構築することは難しい。それは同時に、乳児院職員からの信頼を得られない里親に、子どもが信頼感を寄せることも難しくなるという意味でもある。それが可能となるのは委託前の交流プログラムの取り組みの中での里親と乳児院職員との信頼関係の構築であると考えます。だが、前述のような交流の必要性に対する認識のギャップがあれば、その実現は非常に難しくなるだろうと考えられた。

4 考察

ここまで、里親の委託前の交流プログラムの開発に関する研究の一環として、里親支援に関する研究を概観し、日本における子どもと里親の委託前の交流プログラムが、どのように位置づけられているのかを検討してきた。その結果、以下のような実績と課題が整理できた。

(1) それぞれに異なる交流プログラムの位置づけ

交流プログラムには、大きく子ども、乳児院（施設）、里親、児童相談所、フォスターリング機関の5者が関わる。これに加えて実親、里親の居住する地域の子育て支援機関、近隣住民など関係者を挙げれば他にも多くの人が関わっているが、本稿では文献に見られた前者の5者を軸に整理をし、結果を表1にまとめた。

それぞれの立場によって、交流の目的が異なっていることが分かる。特に、乳児院は子どもの「これまで」の暮らしを整理して里親に引き継ぐとともに、子どもの里親委託についての理解や熟慮を行う「今」の子どもを支え、「今」の暮らしとの別れに十分寄り添い見守ること、そして「委託後」の里親宅での暮らしに向けて里親への引き継ぎや、里親の育児への助言を行っている。これに対し、里親は、「委託後」の生活のための準備として捉えており、子どもの「過去」や「今」の暮らしに対する視点は文献からは確認できない。

表1 委託前の交流プログラムの位置づけ (筆者作成)

主体	交流の位置づけ	参照した文献	これまで	今	措置開始後
子ども	<ul style="list-style-type: none"> ● 里親委託に関する説明を受ける ● 里親委託に対する熟慮と意見表明を行う ● 今の生活の場、人、物との丁寧な別れの作業を行う期間 	<ul style="list-style-type: none"> ● 御園生 (2021) ● 「里親委託ガイドライン」(厚生労働省 2011) 			→
里親	<ul style="list-style-type: none"> ● 里親が「親」になっていく時期 ● 子どもとの関係づくり ● 子どもに安心感を与えるための説明や準備 ● 施設等と子どもに関する情報交換をする ● 子どもが暮らすための場を準備する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 伊藤 (2017) ● 長田 (2021) 			→
乳児院	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもと里親の関係づくり ● 里親と職員の関係作り ● 子どもの情報を里親へ引き継ぐ ● 里親の養育への助言と評価 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「乳児院運営ハンドブック」(厚生労働省 2014) ● 伊藤 (2017) 			→
児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもと里親の関係づくり ● 子どもに対する援助をつなげていく期間 ● 子どもの育った人間関係や環境との「連続性」を可能な限り保つ配慮を行う ● 子どもへの丁寧な説明と意見聴取を行う ● 措置の可否を判断する期間 ● 里親・保護者との情報共有 ● 自立支援計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「里親委託ガイドライン」(厚生労働省 2011) ● 「児童相談所運営指針」(厚生省 1990) 			→
フォスタリング機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもと里親の関係づくり ● 子ども・実親及び里親への十分な情報提供 ● 里親家庭と子どもの熟慮のための期間 ● 里親が子どもを迎える準備を行う期間 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「フォスタリング期間(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドライン」(厚生労働省 2018) 			→

一方、子どもを除く4者が共通して交流の目的としているのは、「子どもと里親の関係づくり」である。関わる人の立場によって、交流プログラムの位置づけは異なっている。にもかかわらず、実践においては、「子どもと里親の関係づくり」だけを目的として共有し、交流を進めていないだろうか。交流を進める際に、「里親と子どもの良好な関係」のみを指標とすれば、人の価値観により評価は異なり、里親、支援機関の連携を損なうだけでなく、うまくいかないときには、里親が「自分がうまく子どもと関われないからだ」と責任を背負ってしまうことにもなりかねない。5者それぞれが、措置開始後の暮らしに向けて「変化」する時期であり、どのような課題に取り組んでいるかを互いが理解し、協力し合えることが望ましいと考えられた。

(2) 委託前の交流プログラムの必要性

伊藤 (2017) は、乳児院職員と児童養護施設・里親の間で交流プログラムの必要性に対する認識が異なることを指摘していた。さらに、松崎 (2012) は、早く里親委託してもらえばその後は

なんとかなると考えるなど、交流は可能であれば行うが、状況によってはやらなくてもよいものとの認識がある可能性に触れている。実際、児童養護施設への措置変更は里親ほどの期間をかけず、数日で移行することが多い。里親への一時保護委託では打診当日に委託することもある。では、本当に委託前の交流は必要なのか。

この疑問に対し、これまでの文献の整理を踏まえると、委託前の交流プログラムは特に子どもにとって必要なものであると筆者は理解している。

子どもにとって、措置変更は愛着関係のある特定の大人や環境、物等の喪失である。その喪失は、子どものアイデンティティの危機ともなり得る。それを防ぐためには、伊藤(2017)は、措置変更の移行期において、子どもの愛着の喪失体験の予防的ケアや、愛着対象から見捨てられたと子どもが感じないための配慮、子どもへの十分な説明と意見表明が行われることが必要であると指摘している。同様の示唆は、「児童相談所運営指針」の措置変更の記載からも確認できる。子どもにも分かるよう交流の初期から説明を行い、子どもの意見で委託を中止できることを説明し、都度子どもの意見を聞く姿勢を示す。これにより、委託前の交流において子ども自身がこれからの生活についてイメージを膨らませ、里親との暮らしについて熟慮することができるようになる。この取組みなく突然に里親委託の決定を告知されれば、子どもは自分の人生は自分で決められないという諦めや大きな混乱を生じるだろう。特に、言葉でのコミュニケーションが難しい乳幼児期において、より丁寧な配慮を検討する必要があるのではないだろうか。今後、子どもの意見表明の仕組みが導入されることによって、子どもを主体とした取り組みとして成熟することが期待される。

5 結論と今後の課題

本研究によって、子どもと里親の委託前の交流プログラムでは、交流に関わる人の立場によって、その位置づけが異なっていることが確認できた。さらに、それぞれが持っている交流の目標を互いに共有できていないことによって子どもを主体とした交流が難しくなっているうえ、支援者と里親の連携が損なわれ、里親に過度な心理的負担を負わせていることが示唆された。

さらに、交流プログラムを ①子どもの喪失体験の予防的ケア ②子どもの意見表明の保障 を行う期間として捉えることで、その必要性を確認することができた。

このように、本稿では筆者が検証を試みた委託前の交流プログラムの課題については、一定の妥当性が確認できた。一方で、各児童相談所が作成しているマニュアル、社会的養護に関するテキスト、実践現場で作成された文献は対象とできていない。今後、本研究によって論証された知見を分析軸に、これらの文献についても検証し、分析、考察に厚みをつけていきたい。

【注】

1) 以後の文中において下線・太字で強調した部分は、表1の根拠となる部分を示す。

【文献】

長田淳子 (2021) 「第1章 里親家庭での生活開始前後の移行ケア・支援」相澤仁編集代表『みんなで育てる家庭養護 里親・ファミリーホーム・養子縁組4 中途からの養育支援—子どもの行動の理解と対応』明石書店, 12-27.

石田賀奈子・野口啓示 (2017) 「第2章 データで見る措置変更の実際」伊藤嘉余子編『社会的養護の子どもと措置変更—養育の質とパーマネンシー保障から考える』明石書店, 42-59.

伊藤嘉余子 (2017) 「第3章 施設職員が語る『措置変更』のプロセス」伊藤嘉余子編『社会的養護の子どもと措置変更—養育の質とパーマネンシー保障から考える』明石書店, 63-135.

伊藤嘉余子 (2018) 「平成29年度 厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業 課題番号14『里親家庭における養育実態と支援ニーズに関する調査研究事業』報告書」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000520434.pdf>, 2023.4.20).

兼井京子 (2010) 「第4章 申し込みから委託を受けるまで」『改訂版 新しい里親制度ハンドブック』全国里親会, 21-23.

鬼澤平隆 (2008) 「児童相談所が委託前の面会, 交流を調整・支援する際の留意点」『里親と子ども』8, 59-65.

子どもの権利委員会 (2005) 「一般的意見7号 乳幼児期における子どもの権利の実施」
(https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/child_gc_ja_07.pdf, 2023.4.20).

厚生省児童家庭局 (1990, 2023一部改正) 「児童相談所運営指針」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000928174.pdf>, 2023.4.20).

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 (2002) 「里親制度運営要綱」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000477820.pdf>, 2023.4.20).

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 (2011) 「里親委託ガイドライン」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000477821.pdf>, 2023.4.20).

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 (2012) 「里親及びファミリーホーム養育指針」
(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/tuuchi-56.pdf>, 2023.4.20).

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 (2014) 「乳児院運営ハンドブック」
(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000080103.pdf>, 2023.4.20).

厚生労働省新たな社会的養育の在り方に関する検討会（2017）「新たな社会的養育ビジョン」

(<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000173888.pdf>, 2023.4.20).

厚生労働省子ども家庭局（2018）「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000477823.pdf>, 2023.4.20).

松崎佳子（2012）「科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書 社会的養護における愛着の喪失予防と再形成を図る里親委託時支援システムの開発研究」

(<https://kaken.nii.ac.jp/ja/file/KAKENHI-PROJECT-22653083/22653083seika.pdf>, 2023.4.20).

御園生直美（2021）「第2章里親家庭における里親と子どもの適応過程とその支援」相澤仁編集代表『みんなで育てる家庭養護 里親・ファミリーホーム・養子縁組4 中途からの養育支援—子どもの行動の理解と対応』明石書店，12-27.

佐藤隆司（2011）「12章 子どものニーズとマッチング，委託までのプロセス」庄司順一・鈴木力・宮島清編『社会的養護シリーズ1 里親養育と里親ソーシャルワーク』福村出版，181-195.

澁谷昌史（2010）「養育里親への支援」『世界の児童と母性』69，25-28.

庄司順一（2010）「里親支援の今後の展望」『世界の児童と母性』69，9-12.

吉田奈穂子（2009）『子どものいない夫婦のための里親ガイド—家庭を必要とする子どもの親になる—』明石書店.

全国里親委託等推進委員会（2013）『里親・ファミリーホーム養育指針ハンドブック』全国里親委託等推進委員会.

全国里親会（2010）『改訂版 新しい里親制度ハンドブック』全国里親会.

A Study on Pre-foster Care Exchange Program between Children and Foster Parents

Minori HIOKI

This paper contributes to research aimed at developing a pre-foster care exchange program that facilitates specialization-based foster care entrustment.

Currently, there is a lack of practical reports and studies in the foster care systems of Japan regarding programs that provide opportunities for interaction before placing children in foster care. As a result, supporters rely on personal experiences and knowledge, which necessitates improvement. The transition to foster care significantly impacts a child's life and places a heavy responsibility on supporters. This study, therefore, aims to explore the positioning of a pre-foster care exchange program within the foster care system.

The study's results presented the following key points:

1. The program's position varies among the individuals involved.
2. This results in challenges in fostering cooperation between supporters and foster parents, thus placing an excessive psychological burden on foster parents.
3. If pre-foster care exchange are properly implemented, it will be possible to ensure the protection of children's rights.

Keywords: Before Entrustment to Foster Care, Prevention of Loss Experience, Children's Right to Express Those Views